2024年3月4日

人権に関する取組について

- 1 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 人権方針(案)
- 2 人権ワーキンググループの設置及び今後のスケジュールについて





国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて、国の行動計画等も参考にしつつ、以下の項目について記載。

1 前文 2 人権の尊重

・実施主体、責任の所在、適用範囲及び尊重する国際規範について記載。

3 人権デュー・ディリジェンスの実施

・人権デュー・ディリジェンスの実施(「人権への負の影響」の調査・把握、是正、外部への開示)について記載。

4 ステークホルダーとの対話

・ステークホルダーからの要請や考え方を把握するための対話の実施について記載。

5 参加者やサプライヤーとの共有

・「持続可能性に配慮した調達コード」について記載。

6 救済

・関係者からの苦情に適切に対応するための枠組、負の影響への対応と救済について記載。

7 教育·研修

・協会幹部、職員、プロデューサー、ボランティアスタッフなどへの継続的な啓発活動

8 情報開示

・博覧会協会公式ウェブサイトや年次報告書などを通じた情報開示による透明性の確保



1. 前文

国際社会において、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」への支持は高まりつつあり、2015年に国連総会で採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、事業活動に際しては、指導原則や国際労働機関(ILO)の労働基準などの取決めに従い、労働者の権利や環境、保健基準を遵守することが求められています。

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会(以下、「博覧会協会」という)は、2025年日本国際博覧会(以下、「大阪・関西万博」という)のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」が実現されるために、大阪・関西万博に関わる一人一人の人権が尊重される必要性があることを認識し、2030年をゴールとする「持続可能な開発目標」(SDGs)を達成すべく、博覧会事業に携わるすべての人の人権を尊重します。博覧会協会は、世界各国から人々が集い、協力して成立するという国際博覧会の特徴を踏まえ、人権への負の影響を防止、軽減すること、また、人権被害侵害が生じた場合の救済といった人権課題解決に向けた具体的な枠組を確立します。会期前の準備期間から会期中にかけて、人権尊重に関する様々な展示や各種の催事を通じて、テーマに基づく多様な考え方を国内外に発信し、会期後も社会に広く普及していくように努めます。

(次ページにつづく)





1. 前文(前ページよりつづき)

本方針は、「持続可能な大阪・関西万博開催に向けた方針」の下で、他の方針や規程等の土台となるものであり、博覧会協会事務総長以下の幹部・職員(派遣社員、契約社員含む)及び同会長以下の役員に適用します。 また、大阪・関西万博実施に際して協力される公式参加者、出展者、サプライヤーらにも広く適用し、本方針への支持を期待します。

2. 人権の尊重

博覧会協会は、法令を遵守するとともに、社会的規範に基づき、公正・誠実な事業活動を行います。「国際人権章典(世界人権宣言、国際人権規約)」、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」などの国際的に認められた人権を理解し、尊重します。また、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」「OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」「ILO多国籍企業宣言」等の国際規範を尊重します。法令と国際的に認められた人権が相反する場合においては、法令を遵守しつつ、国際的に認められた人権を最大限尊重します。

(次ページにつづく)



3. 人権デュー・ディリジェンスの実施

博覧会協会は、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則した人権デュー・ディリジェンスの仕組を構築し、継続的に実行します。人権デュー・ディリジェンスとは、博覧会事業が人権、環境、ビジネス慣行等における、社会に与える負の影響を防止または軽減するために、予防的な調査・把握を行い、適切な手段を通じて是正し、その進捗及び結果について外部に開示する継続的なプロセスのことです。

4. ステークホルダーとの対話

博覧会協会は、<mark>関連する取り巻く多くの</mark>ステークホルダーとの良好な関係性を構築するために、ことが適切なリスク・マネジメントに繋がると認識し、ステークホルダーからの要請や考え方を把握するための継続的な対話を行います。頂戴したご意見、ご要望等には適切に対応し、良好な関係性の構築に努めます。

5. 参加者やサプライヤーとの共有

博覧会協会は、大阪・関西万博の実施に際して協力される公式参加者、出展者、サプライヤーらにも広く本方針を適用し、への支持を期待します。また、物品・サービスの調達に際しては、別途定めた「持続可能性に配慮した調達コード」の遵守を求めます。

(次ページにつづく)





6. 救済

博覧会協会は、本方針に関するご相談や苦情万博実施に際して関わる関係者の皆さまからの苦情 に対して、適切に対応するための枠組(グリーバンス・メカニズム)を構築します。グリーバンス・メカニズムは他の 相談窓口とも連携し、相談者が不利益を被ることがないようプライバシーに配慮します。

博覧会協会の役職員や博覧会事業による活動によって、人権への負の影響を引き起こす、または助長していることが明らかになった場合は、適切に対応し、その救済・是正に取り組みます。

7. 教育、訓練

一人ひとりの博覧会協会職員やボランティア、スタッフらが業務において、本方針に基づいた行動を実践するように、必要な教育及び能力開発を行います。また、公式参加者、出展者やサプライヤーらにも「持続可能性に配慮した調達コード」をはじめとした博覧会協会の取り決めを周知し、必要に応じた教育を提供します。

8. 情報の開示及び発信

本方針に基づく人権尊重の取り組み及びその進捗状況について、各種報告書やウェブサイト等を通して、定期的に報告し、来場者や広く一般に発信します。



人権ワーキンググループの設置について(案)



博覧会協会の人権に関する取組(人権DDの構築、運用等)の検討について、有識者のご意見、当事者の参加をいただき進めるため、人権ワーキンググループ(WG)を設置する。

(人権WGの検討事項)

- ・大阪・関西万博における「人権への負の影響」の特定
- ・人権への負の影響を軽減するための措置、人権被害の救済に関する措置(人権DDの実施状況)
- ·SDGs+beyondにむけた人権尊重のあり方 など

(委員構成)

・座長を山田美和委員にお願いし、委員は事務局が座長にご相談しつつ、有識者、関連ライツホルダーから 8~9名で構成する。



今後のスケジュール (案)



本日 第10回持続可能性有識者委員会で、人権方針及び人権WGの設置について議論

(3月4日) →博覧会協会人権方針のご承認

→人権WG設置のご承認

3月中 有識者委員会設置要綱の改正(人権WGの設置)

5月以降 人権WG 開催

<検討テーマ>「人権への負の影響」の特定、「人権DD実施状況」など

(年3~4回程度開催)

2025年3月 持続可能な大阪・関西万博開催にむけた行動計画(第3版)

「人権への負の影響」、人権DDの運用状況について公表

